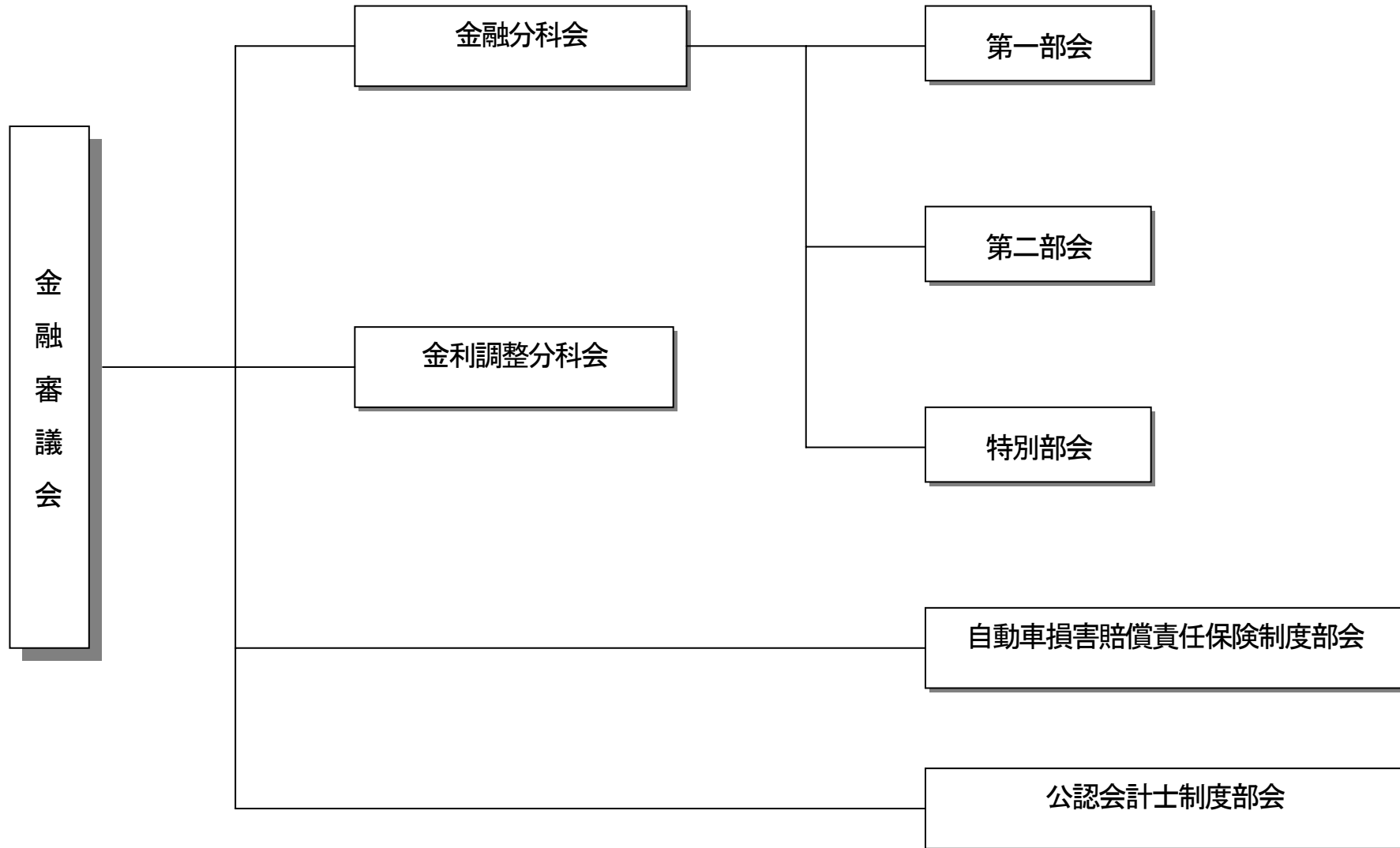


## 金融審議会の構成



## 金融審議会委員名簿

平成 18 年 6 月 30 日現在

会 長	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授
会 長 代 理	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役会長兼社長
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)代表取締役社長
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	島崎 憲明	住友商事(株)代表取締役副社長執行役員
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
	根本 直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	藤沢 久美	(株)ソフィアバンク副代表
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授、ファイナンス総合研究所所長
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授

[計 24 名]

幹 事	白川 方明	日本銀行理事
-----	-------	--------

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会金融分科会委員等名簿

平成18年6月30日現在

分科会長	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
分科会長代理	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員
	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役会長兼社長
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)代表取締役社長
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	島崎 憲明	住友商事(株)代表取締役専務執行役員
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	根本 直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	藤沢 久美	(株)ソフィアバンク 副代表
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授、ファイナンス総合研究所所長
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
専門委員	越田 弘志	日本証券業協会会長
	斎藤 勝利	第一生命保険相互会社代表取締役社長
	長野 幸彦	朝日信用金庫会長
	平野 浩志	(株)損害保険ジャパン代表取締役社長
	前田 晃伸	(株)みずほフィナンシャルグループ 取締役社長
	〔計29名〕	
幹事	白川 方明	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会金融分科会第一部会委員等名簿

平成18年6月30日現在

部 会 委 員	部 会 長 代 理 員	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役	
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授	
	翁 百合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員	
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授	
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長	
	今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)代表取締役社長	
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授	
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長	
	島崎 憲明	住友商事(株)代表取締役副社長執行役員	
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト	
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長	
	根本 直子	スタンダード & アース マネージング・ディレクター	
	野村 修也	中央大学法科大学院教授	
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師	
	藤沢 久美	(株)ソフィアバンク副代表	
	臨 時 委 員	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
		水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
山下 友信		東京大学大学院法学政治学研究科教授	
東 英治		(株)大和総研専務取締役	
今松 英悦		(株)毎日新聞社論説委員	
上柳 敏郎		東京駿河台法律事務所・弁護士	
川本 裕子		早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
黒沼 悦郎		早稲田大学大学院法務研究科教授	
田島 優子		さわやか法律事務所・弁護士	
吉野 直行		慶應義塾大学経済学部教授	
和仁 亮裕		外国法共同事業法律事務所リクレータース パートナ-弁護士	
専 門 委 員		今尾 和実	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
		太田 省三	(株)東京金融先物取引所代表取締役専務
		加藤 雅一	(社)日本商品投資販売業協会会長
		草壁 悟朗	川崎信用金庫常務理事
	鈴木 久仁	あいおい損害保険(株)代表取締役専務取締役	
	鈴木 優	住友信託銀行(株)常務取締役	
	立岡 登與次	日本ベンチャーキャピタル協会会長	
	田中 浩	野村證券(株)執行役	
	檀野 博	(社)不動産証券化協会制度委員会委員長	
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長	
	花岡 浩二	住友生命保険相互会社常務取締役嘱常務執行役員	
	平野 信行	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役	
	米田 道生	(株)大阪証券取引所代表取締役社長	
	渡辺 達郎	日本証券業協会副会長	
	幹 事	[計43名]	
鮎瀬 典夫		日本銀行企画局参事役	

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会金融分科会第二部会委員等名簿

平成18年6月30日現在

部会長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
部会長代理	翁 百合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員	
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役社長	
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長	
	今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)代表取締役社長	
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役	
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト	
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長	
	根本 直子	スタンダード&アーツ マネージング・ディレクター	
	野村 修也	中央大学法科大学院教授	
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師	
	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授	
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授	
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
臨時委員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員	
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授	
専門委員	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リクレータズ パートナー弁護士	
	落合 寛司	西武信用金庫専務理事	
	鈴木 久仁	(株)あいおい損害保険代表取締役専務取締役	
	鈴木 優	住友信託銀行(株)常務取締役	
	花岡 浩二	住友生命保険相互会社常務取締役	
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長	
	平野 信行	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役	
	渡辺 達郎	日本証券業協会副会長	
		[計27名]	
	幹事	鮎瀬 典夫	日本銀行企画局参事役

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会金融分科会特別部会委員等名簿

平成18年6月30日現在

部 会 長	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
部 会 長 代 理	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
委 員	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役社長
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
臨 時 委 員	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	岩村 充	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所・弁護士
	角 紀代恵	立教大学法学部教授
	堀部 政男	中央大学大学院法務研究科教授
	山口 厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リクルーターズ パートナー弁護士
専 門 委 員	片柳 彰	(株)ディーシーカード代表取締役社長
	近藤 和夫	(株)三井住友海上取締役常務執行役員
	土井 正武	横浜信用金庫専務理事
	松阪 孝	(社)全国貸金業協会連合会副会長
	村田 隆一	(株)三菱東京UFJ銀行専務取締役リテール部門長
	森崎 公夫	外国損害保険協会副会長・専務理事
	吉岡 一憲	日本証券業協会常務執行役
	米澤 潤一	(財)金融情報システムセンター理事長
	渡邊 光一郎	第一生命保険相互会社常務執行役員

[計23名]

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会金利調整分科会委員等名簿

平成18年6月30日現在

委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	貝塚 啓明	中央大学研究開発機構教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
専 門 委 員	網代 良太郎	江東信用組合代表理事会長
	大多和 巖	農林中央金庫代表理事副理事長
	鏡味 徳房	(株)東日本銀行代表取締役頭取
	畔柳 信雄	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役社長
	瀬谷 俊雄	(株)東邦銀行取締役頭取
	長野 幸彦	朝日信用金庫会長
	森田 豊	住友信託銀行(株)取締役社長

[計13名]

幹 事	白川 方明	日本銀行理事
-----	-------	--------

(敬称略・五十音順)

# 自動車損害賠償責任保険制度部会委員名簿

平成18年6月30日現在

部	会	長	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委		員	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
			高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト

[計3名]

(敬称略・五十音順)



# 公認会計士制度部会委員等名簿

平成18年6月30日現在

部 会 長	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
委 員	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
	臨時委員	安藤 英義
	伊藤 進一郎	住友電気工業(株)顧問
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士
	大崎 貞和	(株)野村資本市場研究所研究主幹
	加古 宜士	早稲田大学大学院会計研究科長
	八田 進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	増田 雅己	(株)読売新聞社論説委員
	的井 保夫	日本電気(株)取締役専務執行役員
	八木 良樹	(株)日立製作所取締役会議長
	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	山浦 久司	明治大学大学院会計専門職研究科長
専 門 委 員	小島 茂夫	(株)大阪証券取引所代表取締役常務取締役
	久保田 政一	(社)日本経済団体連合会経済本部長
	澤田 眞史	日本公認会計士協会副会長
	飛山 康雄	(株)東京証券取引所代表取締役専務
	藤沼 亜起	日本公認会計士協会会長
	増田 宏一	日本公認会計士協会副会長
	渡辺 達郎	日本証券業協会副会長
幹 事	相澤 哲	法務省大臣官房参事官

(敬称略・五十音順)

## 「投資サービス法（仮称）に向けて」

金融審議会金融分科会第一部会報告（平成17年12月22日）（要旨）

### I. 「投資サービス法（仮称）」の趣旨・目的

#### 1. 利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上

- 幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備することによって、既存の利用者保護法制の対象となっていない「隙間」を埋めるとともに、現在の縦割り業法を見直し、同じ経済的機能を有する金融商品には同じルールを適用する必要。
- 一般投資家を念頭に置いた規制を特定投資家（プロ）を顧客とする場面で緩和するなど、規制の柔構造化により、利用者保護の必要性和両立を図ることが適当。

#### 2. 「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保

- 「貯蓄から投資」に向けて、公正かつ円滑な価格形成を軸とする市場機能を確保するため、金融・資本市場ルール全体についての不断の整備とその実効性の確保を図るための継続的な取組みが不可欠。

#### 3. 金融・資本市場の国際化への対応

- 金融・資本市場のグローバル化が一層進展する中、国際市場としての我が国市場の魅力をもっと高めるためにも、インフラ整備を急ぐ必要。

#### 4. 「投資サービス法（仮称）」の必要性

- 適正な利用者保護と市場における不公正取引の防止によって、公正かつ円滑な価格形成を軸とする市場機能を十分に発揮し得る、公正・効率・透明かつ活力ある金融システムを構築することを目的として、証券取引法を改組し、投資サービス法（仮称）を制定することが適当。

#### 5. 投資サービス法の基本的枠組み

- 現在の縦割り業法を見直し、幅広い金融商品を対象とした法制を目指す必要。
- 投資サービス法を金融商品の販売や資産の運用に関する一般的な性格を有するものと位置付け、同じ経済的機能を有する金融商品にはその行為規制を業態を問わず適用することが適当。
- 外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律や金融先物取引法などを含め、同種の性格を有する法律を可能な限り投資サービス法に統合。
- 金融商品販売法についても、その内容の見直しを行いつつ、投資サービス法に統

合することが望ましい。

## Ⅱ. 「投資サービス法（仮称）」の対象範囲

### 1. 基本的な考え方

- 「中間整理」では、投資サービス法の対象となる金融商品（以下「投資商品」）について、可能な限り幅広い金融商品を対象とすべきとしつつ、次のような基準を設定。
  - ①金銭の出資、金銭等の償還の可能性を持ち、
  - ②資産や指標などに関連して、
  - ③より高いリターン（経済的効用）を期待してリスクをとるもの
- 上記③における「リスク」は「市場リスク」と「信用リスク」のいずれかのリスクがあること、「リターン」は「金銭的収益」への期待を中心に整理。

### 2. 「金融サービス・市場法」への展望

- 最近の問題事例には現行法上対応困難なものもあり、包括的・横断的規制の適用につき概ね合意がある「投資性のある金融商品」について早期の法制化に取り組むことが適当。
- 金融商品全般を対象とする、より包括的な規制の枠組みの検討については、投資サービス法の法制化とその実施状況、各種金融商品の特性、中長期的な金融制度のあり方なども踏まえ、当部会において引き続き検討。

## Ⅲ. 「投資サービス業（仮称）」の業規制

### 1. 「投資サービス業」の対象範囲

#### (1) 「投資サービス業」の対象範囲

- 「投資サービス業（仮称）」の範囲については、投資商品に関する「販売・勧誘」、「資産運用・助言」及び「資産管理」を対象とすることが適当。

#### (2) 自己募集と資産運用

- 最近の問題事案において集団投資スキーム（ファンド）の自己募集の形式が採られていたことなどを踏まえ、少なくとも組合などによるファンドの持分については、自己募集を規制対象とすることが適当。
- 集団投資スキーム（ファンド）の運用（投資商品への投資）についても、「資産運用業」の対象とすることが適当。
- 自己募集・資産運用のいずれについても、プロ向け又は投資家数が一定程度以下のファンドについては、より簡素な規制とするなど、健全な活動を行っている

ファンドをつうじた金融イノベーションを阻害しないよう、十分な配慮が必要。

## 2. 業規制の柔構造化

- 「投資サービス業」の対象範囲は横断的なものとしつつ、業務内容の範囲に応じ、次のような三段階の区分を設け、業規制を柔構造化することが適当。
  - (1) 第一種業（仮称）
    - ・ すべての投資商品を対象とするすべての業務
  - (2) 第二種業（仮称）
    - ・ 投資商品のうち、流動性の低い商品の売買等
    - ・ 投資商品に関する資産運用
    - ・ 投資商品に関する投資助言
  - (3) 仲介業（仮称）
    - ・ 他の投資サービス業者の委託を受けた媒介（所属会社制）

## **IV. 「投資サービス業（仮称）」の行為規制**

### 1. 行為規制の全体像

- 証券取引法及び証券投資顧問業法における規制を基本としつつ、対象となる投資商品を規制する既存の業法の規制などを勘案し、受託者責任などが確保されるよう、機能別・横断的に整理。

### 2. 適合性原則のあり方

- 投資サービス法における適合性原則は、体制整備にとどまらず、現行の証券取引法などと同様の規範として位置付けることが適当。

### 3. 金融商品販売法における説明義務の業法上の義務化

- 民事上の義務である現行金融商品販売法上の説明義務と同内容の説明義務を業法上の行為規制として位置付けることが適当。

### 4. 不招請勧誘の禁止など

- 不招請勧誘の禁止については、投資サービス法において、適合性原則の遵守をおよそ期待できないような場合に、利用者保護の観点から機動的に対象にできる一般的な枠組みを設けつつ、当面の適用対象については、現行の範囲（金融先物取引）と同様とすることが適当。
- 再勧誘の禁止を新たな規制として導入し、例えば、取引所金融先物取引に適用することを検討。

## V. 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の区分

### 1. 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の区分のあり方

- 特定投資家と一般投資家の区分のあり方については、以下のような4分類。
  - ①一般投資家に移行できない特定投資家  
原則として開示規制における「適格機関投資家」の概念を基礎。
  - ②選択により一般投資家に移行可能な特定投資家  
例えば、公開会社、一定規模以上の会社など。
  - ③選択により特定投資家に移行可能な一般投資家  
例えば、②に分類される以外の法人などのほか、個人についても、現状、富裕層の存在などを勘案すると、一定の要件を満たす場合には、選択により特定投資家への移行が可能とすることが適当。
  - ④特定投資家に移行できない一般投資家  
③において一定の要件の下で自らの選択により特定投資家に移行する個人以外の個人。

### 2. 特定投資家（プロ）向けの場合に適用除外する行為規制

- 書面交付義務など情報格差の是正を目的とする行為規制は適用除外。他方、虚偽の表示の禁止や損失補填の禁止など市場の公正確保をも目的とする規制については、適用除外としないことが適当。

## VI. 集団投資スキーム（ファンド）

### 1. 実効性ある規制整備の必要性と特定投資家（プロ）向けファンドの取扱い

- 多数の一般投資家を対象とした匿名組合形式の事業型ファンドに関する被害事例が報じられていることなどを考慮すると、ファンドについては、実効性ある包括的・横断的規制の整備が必要。もっぱら特定投資家のみを対象とするファンドについては、一般投資家を念頭においた規制を相当程度簡素化し、金融イノベーションを阻害するような過剰な規制とならないよう、十分な配慮が必要。

### 2. ファンドに関する規制のあり方

- 一般投資家向けファンドについては、違反者に対し行政として最も迅速かつ直接的な対応が可能な業規制（自己募集を含む販売・勧誘、資産運用）などを中心に、ファンドに関する規制の全体像について検討することが適当。

## **VII. 開示規制**

### **1. 投資商品の性格に応じたディスクロージャーのあり方**

#### **(1) 投資商品の性質に着目した開示制度について**

- 投資商品をその性質に応じて企業金融型商品と資産金融型商品に分類し、その分類ごとに開示規制を整備することが適当。

#### **(2) 投資商品の流動性に着目した開示制度**

##### **①流動性の高い投資商品**

- 上場企業については、他の開示企業に先立ち、ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告「今後の開示制度のあり方について」（平成17年6月28日）や企業会計審議会内部統制部会報告「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」（平成17年12月8日）を踏まえ、四半期報告制度の導入や財務報告に係る内部統制に関する制度の一層の整備を図っていくことが適当。有価証券報告書の記載内容の適正性について、経営者に確認を求める制度も併せて導入することが適当。

##### **②流動性に乏しい有価証券**

- 譲渡性が制限されていることなどにより流通の可能性に乏しい投資商品のうち、例えば、その所有者が一定の範囲に留まり、当該所有者が特定できるようなものについては、開示書類を公衆縦覧ではなく直接提供する方向で開示制度を整備することが適当。

#### **(3) 適格機関投資家の範囲の拡大など**

- 事業会社について適格機関投資家の範囲を拡大するとともに、事業会社以外の法人や個人についても、一定の者が適格機関投資家となる途を開くことを検討することが適当。
- 少人数私募において、勧誘の対象とされる適格機関投資家の人数制限（上限250名）についても、その大幅な緩和ないし撤廃を検討することが適当。

### **2. 公開買付制度・大量保有報告制度**

- 公開買付制度及び大量保有報告制度については、公開買付制度等ワーキング・グループ報告「公開買付制度等のあり方について」を踏まえ、必要な見直しを行うことが適当。

## **VIII. 取引所**

### **1. 株式会社形態をとる取引所の組織形態**

- 株式会社形態をとる取引所における自主規制機能が他の業務から独立して遂行されることが求められる。
- 取引所を取り巻く環境や、市場の開設者が自らの市場をどうデザインしていくかとの方針は取引所によって異なり得るものであることから、自主規制機能を担う組織については、市場の開設者が自らの判断により選択できるものとするのが考えられる。

### **2. 株式会社形態をとる取引所の上場**

- 上場された取引所については、自主規制機能を担う組織の独立性を確保するように求めるとともに、最近の会社法制改正などを踏まえ、主要株主規制などの現行制度を点検し、必要に応じ適切な対応を講ずることが適当。

## **IX. 自主規制機関**

### **1. 自主規制機関に付与すべき機能と加入義務付け**

- 投資サービス法上の各自主規制機関について、自主規制機関としての性格を最も強く有する証券業協会の機能との同等性を確保するとの観点から諸機能を付与することが適当。
- 自主規制機関への加入を法的に義務付けることなく規制の実効性を確保するため、未加入業者に自主規制機関の規則などを考慮した社内規則の作成などを求める仕組みを整備。

### **2. 投資商品に係る苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組み**

- 投資サービス法上の自主規制機関以外の民間団体の苦情解決・あっせん業務について、行政の認定により業務の信頼性を確保し、その自主的取組みを通じた苦情解決・あっせんの推進を図る枠組みを整備することが適当。

## **X. 民事責任規定、エンフォースメント及び金融経済教育など**

### **1. 民事責任規定**

- 金融商品販売法の内容を見直し、その説明義務の対象に「取引の仕組み」を追加するなどの拡充を図る方向で検討を進めることが適当。

## 2. エンフォースメント

- 証券取引等監視委員会が行った建議（平成17年11月29日）で指摘されている「見せ玉」への対応策など、エンフォースメントの強化のため所要の措置を講ずることが適当。

## 3. グローバル化への対応

- 証券分野の情報交換枠組み（証券MOU）に関する問題の早期解決に向けた取組みが必要。

## 4. 金融経済教育

- 金融経済教育の充実が時代の急務であり、官民挙げてその推進に本格的に取り組むことが必要。
- 金融庁においても、これまでの取組みを検証しつつ、金融経済教育の充実に今後とも積極的に取り組むことが適当。



「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」の概要  
(平成 18 年 1 月 26 日・金融審議会第二部会報告書)

○ 信託業法見直しの基本的考え方

- ① 信託法改正に伴って追加される新しい信託類型等を信託業法上適切に位置付ける。
- ② 現在の信託業法は、委託者・受益者の保護のため、不特定多数の委託者・受益者を予定している場合には、受託者（信託会社）を規制対象として、管理運用を確実に遂行するよう義務を課している。この考え方は、自己信託（いわゆる信託宣言）などの新しい形態の信託を導入する場合も同様。

○ 新しい信託類型に対する規制

<自己信託（いわゆる信託宣言）>（委託者＝受託者の形態）

- ① 受益者保護の必要性は通常の信託と同様。
- ② 不特定多数の受益者を予定している場合には規制対象。  
(※ これ以外の場合でも受益権販売業者として規制対象)
- ③ 規制内容は、基本的に通常の信託と同様。ただし、参入規制・兼業規制については、受益者保護の要請に配慮しつつ、新しい信託類型が活用されるよう配慮。  
(例：兼業規制の要件＝(現行)信託業が主業であること→(見直し後)他業の健全性を確保)
- ④ 委託者＝受託者となることを踏まえ、信託設定が真正になされたことを第三者にチェックさせるなど、通常の信託の場合に加えて追加的な義務を課す。

<その他>

- 信託財産により事業が行われる場合には、その内容に係る説明義務を求めるなど、必要な措置を講じる。

○ 受託者等の義務

- ① 受託者が信託財産の管理運用を行う際の善管注意義務・分別管理義務・忠実義務等については、信託法改正により原則として当事者間の契約により軽減等が可能となるが、信託業法においては、信託会社と委託者・受益者の間の情報量等の格差を踏まえ、基本的には現行どおり信託会社に義務を課す。
- ② ただし、信託実務の効率化の観点から、受益者保護上問題がない範囲内で見直す。例えば、動産・有価証券等については、信託法と同様、物理的分別管理の代替として、帳簿上の管理を認める。
- ③ 信託業務を信託会社が第三者の委託先に委託する場合には、基本的には現行どおり、  
(ア) 委託先は信託会社と同様に善管注意義務等の義務を直接負う。  
(イ) 信託会社は委託先の行為について厳しい損害賠償責任を負う。  
※ ただし(ア)については、委託先の業務が信託財産の保管に留まる場合などを除く。(イ)については委託者が関係者を指名した場合、又は受益者の指図による場合を除く。

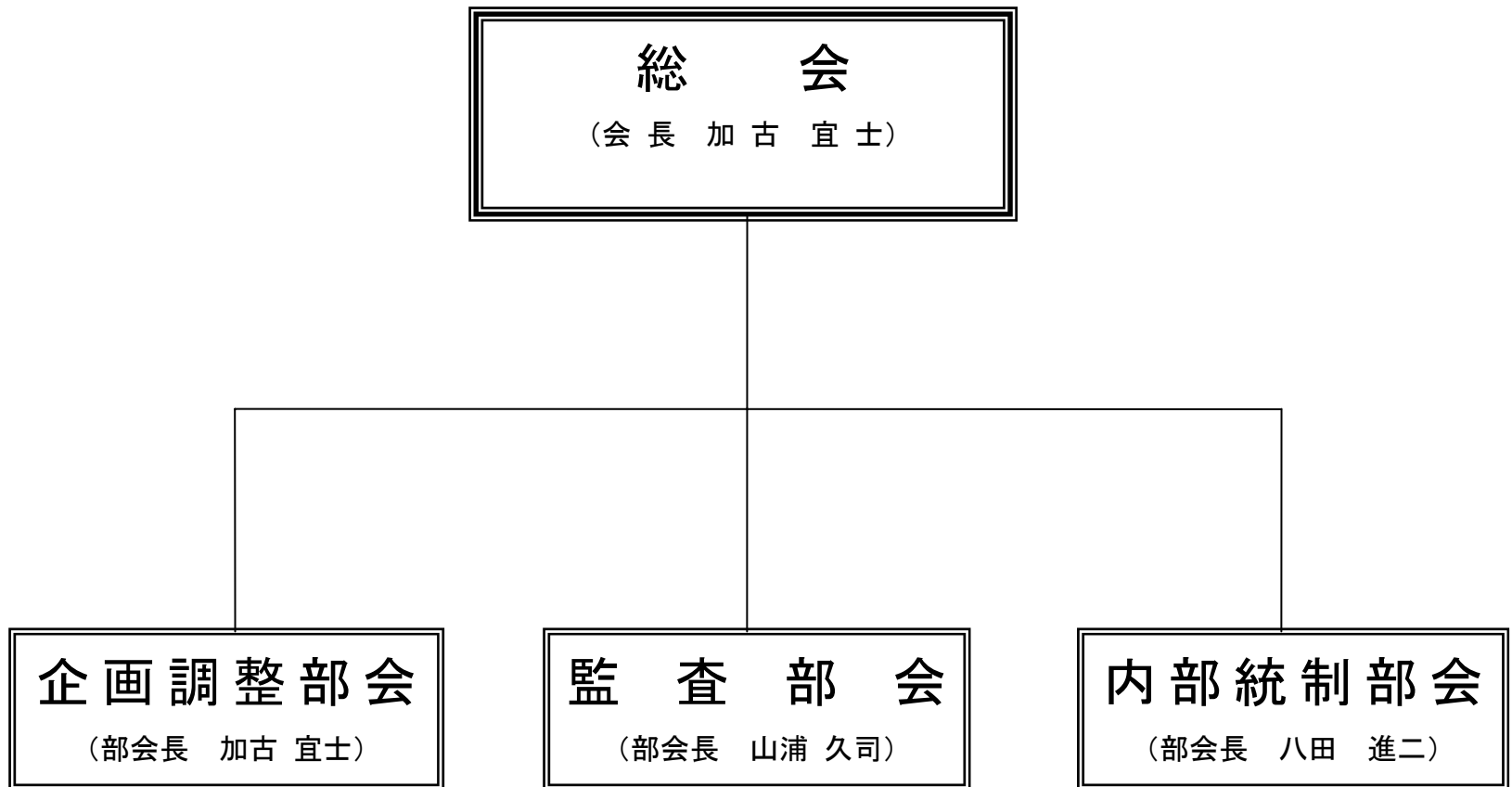
## 自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成18年6月30日現在)

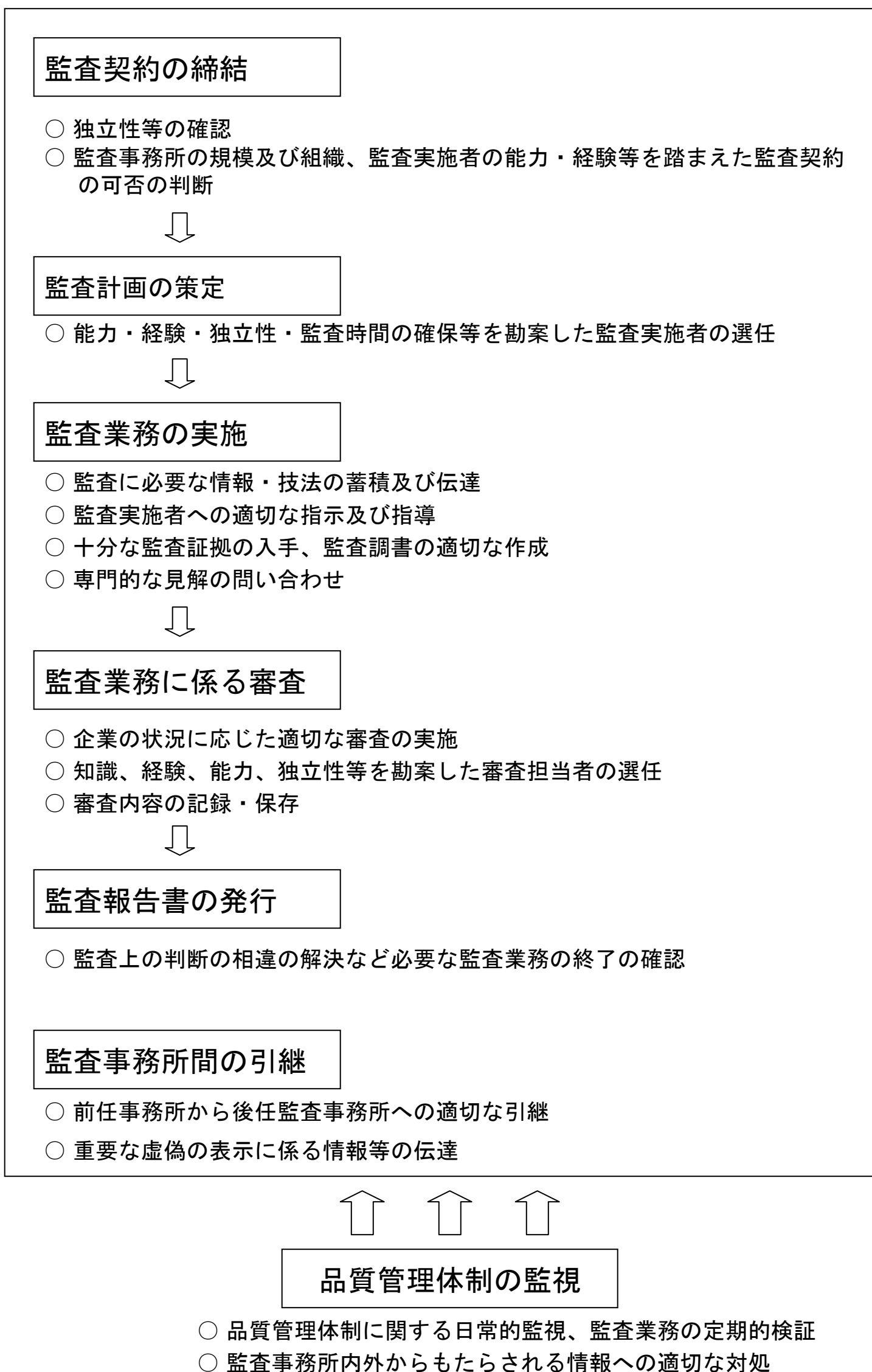
会 長	倉澤 康一郎	慶應義塾大学名誉教授
委 員	石 井 勝 博	損害保険料率算出機構専務理事
	泉 川 正 毅	(社)日本自動車会議所理事
	井 手 涉	全国交通事故遺族の会会長
	應 地 正 彦	(社)日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	奥 宮 京 子	弁護士
	加 藤 裕 治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	島 田 彩 夏	(株)フジテレビジョン編成制作局アナウンス室
	関 政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	林 紀 子	弁護士
	広 重 美 希	(財)日本消費者協会 消費生活能力検定試験作問委員長
	福 田 弥 夫	日本大学教授
	堀 田 一 吉	慶應義塾大学教授
特別委員	石 井 正 三	(社)日本医師会常任理事
	上 原 壽 幸	全国共済農業協同組合連合会代表理事理事長
	北 原 浩 一	全国交通事故後遺障害者団体連合会代表
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	田 中 節 夫	(社)日本自動車連盟会長
	西 崎 哲 郎	(株)日本格付研究所監査役
	山 下 友 信	東京大学教授

(敬称略・五十音順)

## 企業会計審議会の組織図



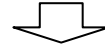
# 監査に関する品質管理基準のポイント



## 財務報告に係る内部統制の強化

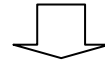
昨今のディスクロージャーをめぐる不適切事例

→ 財務報告に係る企業の内部統制が有効に機能していなかったのではないかと懸念



### 内部統制の強化の必要性

- ・ 米国では、企業改革法(サーベインズ=オクスリー法)により、財務報告に係る内部統制について、経営者による評価と公認会計士による監査を義務付け。  
英国、フランス、カナダ、韓国等でも、同様の制度が導入又は導入の過程
- ・ 我が国では、16年3月期から経営者確認制度を任意で導入(二百数十社が確認書を提出)



財務報告に係る内部統制の「評価」と「監査」を義務付け ⇒ 内部統制報告書を提出  
併せて、有価証券報告書等の適正性について、経営者の確認を義務付け ⇒ 確認書を提出

企業会計審議会内部統制部会報告

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」(平成17年12月8日)

内部統制の評価及び監査に係る実効性のある基準のあり方 を提案

## (消費者行政機関等)

内閣府国民生活局消費者調整課長	勝見 博
国民生活センター審議役	島野 康
東京都消費生活総合センター所長	中村 長年
日本司法支援センター事務局次長	佐川 孝志

## (消費者団体)

埼玉大学経済学部非常勤講師	原 早苗
全国消費者団体連絡会事務局消費者関連法担当	蓮澤 敦子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長	青山 理恵子

## (業界団体・自主規制機関)

金融先物取引業協会業務部長	原田 俊介
信託協会信託相談所長	平岡 守
生命保険協会生命保険相談室長	竹中 肇
全国貸金業協会連合会苦情処理委員長	矢野 利平
全国銀行協会業務部長	神門 隆
全国信用金庫協会業務管理部長	三枝 保生
全国信用組合中央協会業務部審議役	井上 裕二
全国労働金庫協会専任参事	須田 三郎
投資信託協会投資者相談室長	川口 隆也
日本証券業協会証券あっせん・相談センター所長	白石 勝
日本証券投資顧問業協会業務部長	高谷 哲司
日本商品先物取引協会自主規制部長	浜地 敏明
日本商品投資販売業協会総務・業務部長	笠間 淳夫
日本損害保険協会生活サービス部そんがいほけん相談室長	山崎 政之
農林中央金庫総合企画部部長代理(農漁協系統金融機関代表)	長井 信介
不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口 真紀子
前払式証票発行協会事務局長	永澤 修

## (弁護士会)

総合法律事務所あおぞら	大川 宏
長島・大野・常松法律事務所	井上 聡
港共同法律事務所	石戸谷 豊

## (学識経験者)

東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作 裕之
生活経済ジャーナリスト	高橋 伸子
東京大学大学院法学政治学研究科教授	岩原 紳作
一橋大学大学院法学研究科教授	山本 和彦

## (金融当局)

金融庁総務企画局企画課長	八田 斎
金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	安藤 昭典
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	高瀬 保守
厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室室長補佐	櫻井 恵治
国土交通省総合政策局不動産課不動産投資市場整備室長	石塚 孝
総務省郵政行政局貯金企画課長	淵江 淳
農林水産省経営局金融調整課企画官	花里 稔

(敬称略、順不同)

## 開催の概要

事務年度	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
民間 ADR の苦情・紛争解決の改善を担保 ①個別紛争処理における機関間連携の強化 ②苦情・紛争処理手続の透明化 ③苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実 ④苦情・紛争処理実績に関する積極的公表 ⑤広報活動を含む消費者アクセスの改善 (①～⑤を包含する活動)	(2) 個別紛争処理における機関間連携の強化 (3) 苦情・紛争処理手続の透明化 (4) 苦情・紛争処理事案のフォローアップ (5) 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表	(7) 機関間連携のあり方  (6) 広報活動を含む消費者アクセスの改善	(18、19、20、21) タイプ別の機関間連携  (21) 消費者の認知に向けた PR	(22、23) 公的機関との連携  (16、17、18) モデルのフォローアップー自己評価結果報告と意見交換ー (20) 再評価結果について	(26) 平成 15 年度の規則改正と運用改善  (29) 平成 16 年度の規則改正と運用改善	(31) 平成 17 年度の規制改正と運用改善
裁判外紛争処理制度の改善につながる情報・意見交換等			(19、21) 「実務者ネットワークの論点整理について」  (19) 金融商品販売法(金販法)の施行状況の調査の結果	(22) 海外の ADR 事情報告 (22) 東京都消費生活対策審議会及び国民生活審議会消費者政策部会報告(ADR について等) (24) 平成 15 年の苦情・紛争事例 (25) 証券分野の紛争解決と連携 (24、25、26) ADR 検討会の状況 (24、25) ISO における ADR の検討状況 (23) 外為証拠金取引 (24) 金販法の施行状況調査のフォローアップ (25) 無認可共済 (26) 個人情報情報	(28) 海外の ADR 事情報告 (28) 苦情・紛争事例のケース・スタディ (29) 平成 16 年度の苦情・紛争事例 (27) ADR 法の検討状況 (27、28、29) 「金融サービス利用者相談室」について	(30) ADR 関係法令の今後の見通し (31) 平成 17 年度の苦情・紛争事例 (30、31) 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等  (30、31) 金融商品取引法 (30) 偽造・盗難キャッシュカード問題

(注) 表中の数字は協議会の回数。見出しは課題として提示されたもの。

金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて

1. モデルの位置付け

- このモデルは、金融分野における苦情・紛争解決支援の改善のため、現状において実現可能な範囲の下で理想的と考えられる苦情・紛争解決支援手続を金融トラブル連絡調整協議会として策定したものであり、金融分野における各業界団体・自主規制機関において、このモデルを踏まえた苦情・紛争解決支援手続の整備が期待されるものと位置付けられる。
- なお、このモデルでは、業界団体・自主規制機関が行なう苦情・紛争の解決について、これまでの「処理」という概念に替えて、当事者による解決を支援するという立場を明確にするため、「解決支援」という概念を導入している。

2. モデルの策定の経緯

- 平成12年 9月 7日 協議会設置
- 平成13年 1月17日 モデル策定及びモデル策定のためのワーキンググループの設置を決定。
  - 3月 6日 ワーキンググループ設置。
  - 11月19日 モデルの中間試案を検討。
- 平成14年 1月15日 各界からの意見を募集に付すためのモデル案を決定。
  - 4月25日 モデルを決定。

3. モデルの概要

① 理念的事項

- 金融分野における苦情・紛争解決支援の基本的理念として、「公正中立」、「透明性」、「簡易・迅速・低廉」、「実効性の確保」、「金融市場の健全な発展」を明示。
- 苦情等の発生原因の解明及び会員企業・消費者への周知等を通じた再発防止への取組みを業界団体等が設置する苦情・紛争解決支援機関（以下「機関」という。）の責務として規定。

② 通則的事項

- 苦情・紛争の定義や守秘義務等の苦情解決支援と紛争解決支援に共通する事項を規定。



- 機関の利用を促進するため、機関及び会員企業による機関の消費者への周知やアクセスポイントの拡充等を規定。
- いわゆる「たらい回し」を防ぐため、機関間連携として行なうべきことを提示。
- 苦情・紛争解決支援実績等の公表や機関に対する外部評価の実施を通じて機関の運営の適正化や規制整備を推進。

### ③ 苦情解決支援規則

- 取扱う苦情や苦情申立人の範囲、標準処理期間、苦情解決支援を行なわない場合を明示することにより、手続の進行に当たっての基準を明確化。
- 苦情受付時の手続の概要の説明や苦情解決支援を行なわない場合の理由の説明、結果の報告、苦情未解決の場合の取扱い等、機関が申立人に対して行なうべきことを規定。
- 苦情の解決の促進や、機関による調査への協力、相対交渉の際の対応等の会員企業が行なうべきことを明示。
- 会員企業に対する措置・勧告等苦情の解決及び再発防止に向けて機関が積極的に行なうべきことを規定。
- 紛争解決支援手続を設けていない機関も想定して、他の紛争解決機関の紹介や苦情解決支援段階での解決案の提示も規定。

### ④ 紛争解決支援規則

- 紛争解決支援委員会（機関の委嘱を受けて紛争解決支援手続を実施する者）の設置や利害関係者の排除、運営委員会の設置等を規定することにより、機関の組織面からも中立性・公正性を担保。
- 取り扱う紛争や紛争申立人・代理人の範囲、あっせん・調停を行なわない場合や手続を打ち切る場合等の手続の進行に当たっての基準を明確化。
- 会員企業に対する事実調査・資料提出要求や措置・勧告等の機関の会員企業に対する権限を明確化するとともに、調査等に対する会員企業の協力義務を規定。
- 提示されたあっせん・調停案について、会員企業による尊重義務を規定するとともに、正当な理由なく受諾しない場合など紛争解決支援委員会が必要と認める場合は、当該企業名を公表することも併せて規定。

資料7-5-1

懇談会におけるこれまでの議論  
(座長としての中間整理)

平成18年4月21日

貸金業制度等に関する懇談会

## 貸金業制度等に関する懇談会メンバー

平成18年4月21日現在

座 長 メ ン バ ー	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	今松 英悦	(株)毎日新聞社論説委員
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所・弁護士
	翁 百合	(株)日本総合研究所調査部主席研究員
	金丸 恭文	フューチャーシステムコンサルティング(株)代表取締役会長兼社長
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	木村 裕士	日本労働組合総連合会総合政策局長
	今野 由梨	ダイヤル・サービス(株)代表取締役社長
	関 哲夫	新日本製鐵(株)常任監査役
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	田中 直毅	21世紀政策研究所理事長
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師
	堀内 昭義	中央大学総合政策学部教授
	水上 慎士	早稲田大学ファイナンス研究センター教授
山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士	
オ ブ ザ ー バ ー	飯島 巖	(株)オリエントコーポレーション代表取締役会長
	小倉 利夫	(社)全国貸金業協会連合会会長
	木下 盛好	アコム(株)代表取締役社長
	熊谷 昭彦	GEコンシューマー・ファイナンス(株)代表取締役社長
	栗山 道義	三井住友カード(株)代表取締役社長
	斉藤 哲	全国銀行協会副会長・専務理事
	藤木 保彦	オリックス(株)代表執行役社長

(敬称略・五十音順)

内閣府国民生活局

警察庁生活安全局

法務省民事局、刑事局

経済産業省商務情報政策局

日本銀行企画局

「貸金業制度等に関する懇談会」の開催状況

- 第1回 17年3月30日(水) 事務局説明(貸金業制度等の概要)
- 第2回 4月27日(水) ヒアリング①  
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会
- ・ 宇都宮健児 弁護士
  - ・ 木村達也 弁護士
  - ・ 三木俊博 弁護士
  - ・ 新里宏二 弁護士
- 第3回 5月27日(金) ヒアリング②
- ・ JCFA(日本消費者金融協会) 会長  
(木下アコム(株)社長)
  - ・ (社)全国貸金業協会連合会 会長  
(小倉三信産業倉庫(株)社長)
  - ・ (社)全国信販協会 会長  
(飯島(株)オリエントコーポレーション会長)
- 第4回 6月15日(水) ヒアリング③
- ・ 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
  - ・ 警察庁
- 第5回 6月29日(水) ヒアリング④
- ・ 日本クレジット協会前会長  
(栗山三井住友カード(株)社長)
  - ・ (社)リース事業協会副会長  
(藤木オリックス(株)社長)
  - ・ 外資系貸金業者  
(山川GEコンシューマー・ファイナンス(株)社長)
- 第6回 7月29日(金) ヒアリング⑤
- ・ 商工ローン利用者・関係者
  - ・ 柴田昌彦 税理士
  - ・ 都府県(東京、大阪、熊本、長野)
- 第7回 9月 7日(水) ヒアリング⑥
- ・ 鎌野邦樹 千葉大学教授
  - ・ 堂下浩 東京情報大学助教授
- 第8回 12月 8日(木) ヒアリング⑦
- ・ 西ヶ谷葉子 (株)生活行動研究所所長
  - ・ 西村隆男 横浜国立大学教授

- 第9回 18年1月27日(金) 吉野座長(議論の整理)  
事務局説明(今後の検討課題)  
ヒアリング⑧
- ・(財)日本クレジットカウンセリング協会  
(山岸専務理事)
  - ・フィナンシャルカウンセリング研究会  
(杉江座長)
  - ・(社)全国貸金業協会連合会  
(小倉会長)
  - ・西村隆男 横浜国立大学教授
- 第10回 2月15日(水) 事務局説明  
ヒアリング⑨
- ・木下盛好 アコム(株)社長
  - ・高橋亘 N I C会会長
  - ・河野聡 弁護士
- 第11回 2月28日(火) ヒアリング⑩
- ・嵯岡邦彦 (株)ニッシン社長
  - ・土屋明道 日本事業者金融協会会長
  - ・竹谷和芳 全国信用情報センター連合会事務局長
- 事務局説明  
討論(過剰貸付防止のための規制等のあり方)
- 第12回 3月10日(金) 事務局説明  
討論(グレーゾーン問題(任意性、書面交付義務等)  
と金利規制のあり方)
- 第13回 3月22日(水) 事務局説明  
警察庁説明  
討論(契約・取立てにかかる行為規制等のあり方)
- 第14回 3月31日(金) 事務局説明  
討論
- 第15回 4月7日(金) 事務局説明  
討論
- 第16回 4月18日(火) 事務局説明  
討論
- 第17回 4月21日(金) 事務局説明  
討論  
座長としての中間整理

懇談会におけるこれまでの議論(座長としての中間整理)目次

1. はじめに

2. 過剰貸付け・多重債務の防止

- (1) 量的規制のあり方と実効性  
(返済能力、貸付限度額、返済期間、最低返済額(率)等)
- (2) 信用情報機関の活用と問題点(個人情報保護の観点を含む)
- (3) リボルビング取引のあり方
- (4) カウンセリングの活用と問題点
- (5) 広告・勧誘に対する規制のあり方

3. 契約・取立て等にかかる行為規制

- (1) 取立て規制
- (2) 債務者や保証人に対する説明義務
- (3) その他

4. 参入規制・監督手法等

- (1) 参入規制のあり方
- (2) 自主規制機能の強化
- (3) 監督ツールの充実
- (4) ヤミ金融取締り等の対策

5. 金融経済教育とカウンセリング等

- (1) 金融経済教育
- (2) 事前予防型カウンセリングと債務整理型事後カウンセリングの強化
- (3) (制度改正により利便性が向上している)自己破産手続等の活用
- (4) その他

6. 金利規制のあり方、グレーゾーンの取扱い

- (1) 考慮すべき論点
  - ①需要者側のニーズと実態(消費者と事業者の相違を含む)
  - ②供給者側(ひいては需要者側)への影響(ヤミ金融への流出論を含む)
- (2) 上限金利規制の意義(⇔自由金利論)
- (3) グレーゾーン(二重金利制(その間の金利帯の取扱いを含む))について
- (4) グレーゾーンを廃止する場合の選択肢
- (5) グレーゾーンを存置することとなった場合の選択肢
- (6) その他

7. 今後の検討課題・視点等

## 懇談会におけるこれまでの議論(座長としての中間整理)

### 1. はじめに

- ・ 当懇談会ではこれまで、借り手側と貸し手側の双方からヒアリングし、議論を重ねてきた結果、貸金業制度等のあり方を議論するに際しては、多重債務者の発生や増大をいかに防止するかという観点が重要であるとの認識を共有した。加えて、個人や中小企業に対する金融仲介機能の健全な発展や公正な市場の形成に向けた取引環境の整備といった観点が重要であるとの意見もあった。
- ・ 多重債務者の発生や増大を防止するための対応としては、貸し手に対する規制を中心としつつも、円滑な債務整理のための基盤形成、社会保障との適切な役割分担、金融経済教育やカウンセリングの普及、貸金業にかかる犯罪行為の取締策強化等をあわせた、総合的な取組みが必要であることについて概ね一致した。
- ・ 貸し手に対する規制については、貸付けの量と金利と期間の問題、貸金業への参入規制、貸し手に対する行為規制、自主規制を含めたエンフォースメントのあり方など、様々な要素が相互に密接に関連しているため、全体としてとらえ、あるべき規制を整理する必要があるとの認識で概ね一致した。
- ・ 貸し手に対する規制のあり方を考えるにあたっては、情報や交渉力の面で、業者と個人等の間には格差があることから、より重い注意義務を業者側に課すという形で問題に対処することを基本とすべきであるとの意見があった。
- ・ 貸し手に対する具体的な規制のあり方をめぐっては、
  - ① 貸し手、特に大手消費者金融業者による積極的な広告宣伝や商工ローン業者による過度の勧誘、提携先を含めたATMやインターネットなどの利用を通じた過剰なアベイラビリティの供与により、需要が創出され、過剰な借入れが引き起こされているという意見、
  - ② 本人の返済能力が十分でなくとも、他社借入れや親族等の立替払いにより返済される例があり、信用リスクが他に転嫁されているため、必ずしも価格メカニズムが正常に機能していないのではないかとの意見、等にも留意しつつ、検討する必要があるとの意見があった。

## 2. 過剰貸付け・多重債務の防止

- ・ 多重債務の原因としては、借り手の返済能力を超える過剰な貸付けや利息制限法の制限利率を上回る金利の負担により、脆弱な経済状況になるためであるとの意見が多かった。
- ・ 過剰な借入れについては、借入れにより生活水準を高めるといった資金需要者側の動機に原因を求める立場から、金融経済教育やカウンセリングの充実の必要性を説く意見と、これらの方策の重要性を否定するものではないものの、過剰な貸付行動によりそうした動機が容易に満たされてしまっているため、どこまでが貸付けの限界であるかを常に意識する抑制された経営姿勢が求められるとの意見があった。

### (1) 量的規制のあり方と実効性

(返済能力、貸付限度額、返済期間、最低返済額(率)等)

- ・ 現行の貸金業規制法において、借り手の返済能力を超える貸付けは禁じられているが、その違反に対する行政処分が規定されていないため、実効性が必ずしも担保されていないとの意見が多かった。また、大手消費者金融業者の申合せ(1997年)では新規貸付時の他社借入れを原則3社までとしているが、中小の貸し手や信販会社が対象となっていないことなどにより過剰貸付防止に役立っていないのではないかととの意見があった。

このため、借り手の返済能力を超える貸付けの禁止に違反した場合には行政処分を可能にすべきとの意見が多かった。
- ・ また、特に、リボルビング方式の貸付形態においては、月毎の最低返済額が比較的少額であるため、返済期間が長期化し、その間に新たな借入れを重ねることにより、多重債務に陥るといった例があることを踏まえ、最低返済額や最長返済期間に対する規制を設けるべきとの意見があった。更に、多重債務防止の観点から、借り手の総債務残高に着目した規制が必要であるとの意見があったが、その手法や実効性については十分な検討が必要であるとの意見もあった。
- ・ なお、多重債務に陥った債務者の債務を一本化する際、経過利息を元本化するとともに、住宅を担保にとるといった例(いわゆる「おまとめ」)があるが、こうした貸付手法については、債務者救済のための何らかの仕組みが



必要ではないかとの意見があった。

## (2) 信用情報機関の活用と問題点(個人情報保護の観点を含む)

- ・ 過剰貸付防止の観点から、貸し手が与信審査の精度を上げるために、信用情報機関の利用を促進する必要があることについては概ね一致した。このためには、信用情報機関への加盟及び全件登録・全件照会を義務付けるべきとの意見があったほか、全国信用情報センター連合会傘下の信用情報機関は、申請者が名寄せ、全件登録、リアルタイム更新等の要件を満たす限り、業態等を理由に加盟拒否を行うべきではないとの意見で、概ね一致した。
- ・ また、信用情報機関が業態別に設置され、残高情報等の交換が行われていないことが、信用情報利用の実効性を損なっているとの立場から、個人情報保護のための規律を守った上で、信用情報機関間の情報交流を進めるべきとの意見が多かった。
- ・ 他方で、信用情報機関の利用や情報交流の促進については、個人情報の取扱いに関する懸念が多く示された。これに関し、個人情報が適正に取り扱われるためには、過剰与信を防止するという観点を踏まえ、貸金業の登録要件の厳格化や加盟審査の強化に加え、不正利用のモニタリング等を通じて、信用情報機関の業務の適正運営を確保することが重要であるとの意見があった。
- ・ こうした取組みのためには、行政のリーダーシップが重要であるとの意見があった。

## (3) リボルビング取引のあり方

- ・ 現行の貸金業規制法ではリボルビング契約そのものを明確には規定していないが、現実の消費者向け貸付けの大半がリボルビング方式となっていることから、貸金業規制法上の位置付けをより明確化するとともに、借り手保護の観点から、無人契約機を利用する場合を含め、十分な書面交付や説明の義務を課す必要があるとの意見があった。
- ・ リボルビング契約は、比較的少額の返済で長期間借入れを続けられる仕組みとなっており、顧客の債務依存体質を深め、債務額の増加を助長して

いることから、リボルビング契約の持つ過剰借入れのリスクとそれへの対策について入念な検討が必要であるとの意見があった。これに関連して、契約更新時に第三者のカウンセリングを受けさせるなど実効性ある手段が必要との意見があった。なお、現行の「利用可能額」との表示は、預金と混同するおそれがあり禁止すべきとの意見もあった。

#### (4) カウンセリングの活用と問題点(5. (2)参照)

#### (5) 広告・勧誘に対する規制のあり方

- ・ テレビコマーシャルの影響を受けて消費者金融業者から借入れをする者が多いなど、貸し手の広告が、特に若者の借入行動に大きな影響を与えていること、また、雑誌、新聞等の媒体に加え、近時は広告の媒体としてインターネットなどが多用されるといった動きが見られることから、外国の規制例や「たばこ」の警告文言や広告の規制を参考にしつつ、その頻度と内容も含めて借過ぎを防止するための規制を強化することが必要であるとの意見があった。
- ・ 電話や訪問等による強引な貸付けの勧誘や、貸付後の残高維持や借増しの要請、顧客の要請に基づかないリボルビング貸付けの限度額引上げなど、貸し手の過度な勧誘が過剰な借入れを招いているとして、これらに対する規制が必要であるとの意見があった。

#### 《備考:オブザーバーである貸し手の立場からの意見》

- ・ 新規貸付時及び貸付期間中に、信用情報機関を含む各種のデータベースを照会することにより、借り手の返済能力を確認するなど、適正与信に努めているため、貸付けの量的規制を一律に課すことは適切ではないとの意見や、特に借り手が事業者の場合にはキャッシュフローの変動が消費者と比較して大きいため、現在の収入等をベースとした貸付けの量的規制はなじまないとの意見があった。
- ・ リボルビング契約については、顧客が、借入れや返済を自らコントロールできる商品であり、新規契約等において、同契約の特性についても明らかにしているとの説明があった。

### 3. 契約・取立て等にかかる行為規制

#### (1) 取立て規制

- ・ 訪問や電話等による取立ての弊害が引き続き指摘されている状況を踏まえ、取立てについて、更に何らかの実効的な規制を設けるべきではないかとの意見があった。また、不適切な取立てにより回収することを見込んで過剰な貸付けが行われている実態があるとの観点から、取立規制を強化すべきとの意見もあった。
- ・ 一部の商工ローン業者が借り手や保証人から強制執行認諾付公正証書の委任状を取得する例があるが、借り手や保証人保護の観点から、公正証書の委任状の取得にかかる規制を強化すべきとの意見があった。

#### (2) 借り手や保証人に対する説明義務

- ・ 借り手や保証人が負担すべき債務の内容を正確に認識しないまま契約を締結する例が見られることから、貸し手の説明義務を強化する必要があるとの点について、概ね一致した。
- ・ 具体的には、現在の収入と支出の範囲で返済可能かどうかを借り手が適切に判断できるようにするために、貸し手は顧客に対し、この金額をこの金利でこの期間借りれば、トータルの元利負担はどうか、元利の返済計画はどうかなどを契約の事前に説明し、確認を行う必要があるとの意見があった。
- ・ また、契約書面に、借主の支払義務は利息制限法の上限金利までであること、及び超過利息を任意に支払った場合には有効な弁済とみなされることを記載させるべきであるとの意見があった。
- ・ 借り手に契約内容を理解させるため、例えば重要事項は字を大きくするなど、情報開示(書面交付)の方法を明確にすべきとの意見もあった。

#### (3) その他

- ・ 生命保険を付保することにより、取立て時の違法行為が助長されたり、借り手が自殺する等の被害が生じていることから、生命保険を付保することの禁止、あるいは生命保険を付保するにつき説明義務を課すべき等の意見

があった。

- ・ 貸し手と関係のある保証会社が供与する債務保証にかかる手数料が金利規制の潜脱になっている場合があることから、これについては対応が必要ではないかとの意見があった。
- ・ 利用者保護の観点から、割賦販売法において、相当な期間を定めて催告した上でなければ期限の利益を喪失させて残債務を一括請求してはならないとしていることに鑑み、貸金業規制法においても、期限の利益を催告なく喪失させることができる約定を禁止すべきとの意見があった。

#### 4. 参入規制・監督手法等

##### (1) 参入規制のあり方

- ・ 過剰貸付けや違法な行為を防止するためには、コンプライアンス意識の低い者が容易に貸金業に参入することを防ぐ必要があり、そのためには、例えば、貸金業務取扱主任者について試験による資格を制度化するなど、参入規制を強化すべきであるとの意見で、概ね一致した。
- ・ 今後の金融業規制のあり方としては、自ら法令を遵守することにとどまらず、資金需要者の知識・経験、経済状況等を踏まえた責任ある業務遂行を図る、「良き企業」としての社会的責任を果たすためのコンプライアンス体制やリスク管理の内部体制を確立している場合に限り参入を認めた上で、当局による検査・監督においてもこうした体制が機能しているかどうかを監視し、必要に応じて行政処分を行うといった手法に、重点をある程度移行させていく必要があるとの意見があった。

##### (2) 自主規制機能の強化

- ・ 貸金業協会は、現行貸金業規制法上、借り手の保護、苦情の処理、貸し手への指導・研修、信用情報機関の利用による過剰貸付けの防止といった重要な役割を担っているにもかかわらず、加入率が極めて低い状態にある。このため、加入へのインセンティブを高めるとともに、業界全体の自主規制機関としての機能強化を図る必要があることについて、概ね意見の一致があった。

##### (3) 監督ツールの充実

- ・ 機動的な行政処分を行うことにより、規制の実効性を確保する観点から、現在の登録取消や業務停止処分に加えて、業務改善命令を導入すべきであるとの意見があった。
- ・ 保証会社に対する報告徴求や立入検査にかかる権限は都道府県についてのみ認められているが、金融庁(財務局)に対しても認めるべきとの意見があった。
- ・ 登録取消処分については、同処分にかかる聴聞通知後に廃業等の届出をした場合には、その後5年間登録できないこととなっているが、業務停止処分についても同様の規定を置くべきであるとの意見があった。

#### (4) ヤミ金融取締り等の対策

- ・ 東京都の平成 17 年度の苦情・相談の傾向を見ると、正規の登録業者名あるいは登録番号を偽って詐欺行為をはたらくいわゆる詐称業者に関する相談が目立っており、これに対処する必要があるとの意見があった。
- ・ 無登録業者に対する罰則を強化することで、無登録営業を抑止する必要があるとの意見があった。

### 5. 金融経済教育とカウンセリング等

#### (1) 金融経済教育

- ・ 多重債務に陥る原因のひとつには、利息の負担を十分に理解しないまま、無思慮に借入れを行うといった消費者の行動があるとの意見があった。消費者一人一人が適切な選択を行えるように、また、価格メカニズムが正常に機能するためにも、学校教育の段階や社会人に対し、債務管理を含めた金融経済教育を一層充実させるべきであり、このために、関係機関が連携して取り組むべきとの意見で、概ね一致した。

#### (2) 事前予防型カウンセリングと債務整理型事後カウンセリングの強化

- ・ カウンセリングは多重債務に陥ってからだけではなく、当初の与信審査及び途上与信において、家計診断的な観点から行うことが重要であるとの意見で、概ね一致した。

- ・ 借り手の立場からは、当初借入れの段階であらかじめ、返済が困難になった際の相談窓口が明確になっていることが、多重債務防止のために重要であるとの意見があった。
- ・ 債務にかかる相談を適切なタイミングで受けられないために、ヤミ金融を利用するなどにより状況を悪化させる例がある。このため、返済が不能に陥った場合には、貸し手の責任において速やかに第三者のカウンセリングを受けさせ、債務整理に円滑につなげる事後カウンセリングを充実させるとともに、こうした取組みを周知させる必要があるとの意見で、概ね一致した。
- ・ また、事後カウンセリングについては、法曹関係者による債務整理とカウンセラーによる家計指導の組み合わせが再発防止に有効であるとの意見があった。

### (3) (制度改正により利便性が向上している)自己破産手続等の活用

- ・ 個人に容易に免責を認める制度とすれば、貸し込もうとするインセンティブが弱められることから、過剰貸付けの防止に効果があるとの意見があった。一方、個人の免責を簡単に認めると、貸し手が借り手を峻別するようになり、資金需要があっても借りられなくなる状況が起こるのではないかとの懸念も示された。
- ・ 最近の制度改正により、自己破産・免責手続や特定調停手続の利便性が向上しており、また、自己破産手続においては、その大宗が免責を得られていることから、むしろ、そうした手続の存在を、カウンセリングや金融経済教育にあわせて広く周知し、活用を促すことが求められるとの意見があった。

### (4) その他

- ・ 多重債務者を救済するためには、自治体、消費生活センター、弁護士会等の団体とも協力しつつ、セーフティネットの構築を支援していくことが重要であるとの意見があった。
- ・ また、生活設計などを含むカウンセリングを前提として、無利子又は低利の融資を行う公的支援制度について検討すべきであるとの意見があった。

## 6. 金利規制のあり方、グレーゾーンの取扱い

### (1) 考慮すべき論点

#### ① 需要者側のニーズと実態(消費者と事業者の相違を含む)

- ・ 適正な金利水準について検討する際には、借り手はその収入の中で無理なく返済できるか否かが最も重要な着眼点であり、現行の金利水準は、消費者にとっても、事業者にとっても、負担が困難な水準であるとの意見が多かった。
- ・ 需要者側のニーズと実態に関し、事業者向け貸付けの中には、短期であれば高金利であっても借りたいというニーズがあるとの意見や、借り手が一定規模以上の法人であれば、情報や交渉力において貸し手と格差がないため、金利規制や行為規制等に関し、消費者向け貸付けとは異なった取扱いをすべきとの意見があった。
- ・ 但し、事業者向け貸付けの保証人には消費者になることが多く、また実際に保証人から回収するケースが少なくないことから、消費者を保証人とした事業者向け貸付けについては消費者向け貸付けと同様の規制が必要との意見があった。

#### ② 供給者側(ひいては需要者側)への影響(ヤミ金融への流出論を含む)

- ・ 貸し手への影響のみならず、むしろそうした貸し手からしか借りられない信用リスクの高い借り手のニーズをどう評価するかが重要との意見があった。この点に関連し、いわゆるヤミ金融流出論について、ヤミ金融からの借り手は、多重債務者のように借金の返済に追われている人たちであって、そもそも満たされるべき健全なニーズではないし、過去にヤミ金融が増えたことと金利引下げの間には因果関係がないとの意見があった。
- ・ ヤミ金融については厳正に取締るとともに、多重債務者が利用しないよう、カウンセリング等のセーフティーネットを充実させることが重要であるとの意見があった。
- ・ 貸し手の調達金利は低く、とりわけ大手業者は有利な条件で調達可能であるにもかかわらず貸出金利が中小業者と近似しているのは、大手業者に超過利潤が生じているということではないのかとの意見があった。
- ・ なお、銀行系など利息制限法の範囲内で営業する貸し手が現れていることについて、それ自体は評価できるが、そのような貸し手のシェアはまだ低いので、やはり大宗を占めているグレーゾーンで営業する貸し手を念頭に適用金利は引き下げていくべきとの意見があった。

## (2) 上限金利規制の意義(⇔自由金利論)

- ・ 貸金市場においては、他社借入れによる返済等を通じた信用リスクの転嫁、信用情報の不完全な利用、借り手の理解不足等により、価格メカニズムが十分に機能していないことから、現段階においては上限金利規制が必要との見解で、概ね一致した。なお、上限金利規制としては、固定金利型と市場金利連動型があり得るとの意見があった。
- ・ 一方、プロ向けのマーケットについては、自己責任原則の下、金利の決定を市場メカニズムに委ねるべきであり、事業者又は法人向けの貸付けについては、消費者向け貸付けとは異なった取扱いをすべきとの意見もあった。

## (3) グレーゾーン(二重金利制(その間の金利帯の取扱いを含む))について

- ・ いわゆるグレーゾーンをめぐる議論においては、刑事と民事の二重金利の下で、現在「みなし弁済」となっている両金利間の取扱いをどうするかという問題と、そもそも刑事と民事の二重金利を廃止していずれかの水準に一本化すべきかどうかという問題があるとの認識を共有した。
- ・ 現行の「みなし弁済」制度については、貸し手は利息制限法を超える金利が民事上無効であることを説明する必要がなく、借り手は当初の金利支払契約の一部を弁済時に反故にできるという点で、双方の不公正な対応を容認する制度であり、廃止すべきとの意見で概ね一致した。これに関し、単に「みなし弁済」制度を廃止するのか、廃止した上で二重金利を一本化するのかという選択肢があるとの意見や、一本化の仕方によっては、まだ現行制度の方が望ましい場合もあり得るとの意見もあった。

## (4) グレーゾーンを廃止する場合の選択肢

・ 事務局が提示した以下の選択肢をもとに議論が行われた。

### ① 出資法金利を引き下げ、利息制限法金利に合わせる

(イ) 一律引下げ

(ロ) 特定の貸付け(例えば少額・短期)について引下げの適用除外

(潜脱を如何に防止するか)

(ハ) (例えば、リボ取引といった)特定の貸付けだけを対象に引下げ

### ② 利息制限法金利を引き上げ、出資法金利に合わせる

(私人・銀行も含めて全ての取引について利息制限法金利を引き上げるのか、貸し手の行う貸付けについてだけ引き上げるのか)



### ③中間的な金利に一本化する

(私人・銀行も含めて全ての取引について利息制限法金利を引き上げるのか、貸し手の行う貸付けについてだけ引き上げるのか)

※ 利息制限法での対応と貸金業規制法での対応の相違

※ 利息制限法の金額区分

- ・ 出資法の上限金利については、
  - ① 借り手の返済能力に比して高く、多重債務の一因となっていること、
  - ② 貸し手の資金調達コスト等に比して高いこと、
  - ③ 金利を引き下げても健全なニーズがヤミ金融に流出することはなく、むしろ多重債務者が存在するがゆえにヤミ金融につけ込まれていること、
  - ④ 最近の司法判断は「みなし弁済」の要件を厳格に解釈しており、利息制限法の制限利率を超える利息を訴訟において求めることが事実上困難になっていること、等を踏まえれば、  
この際、利息制限法の上限金利水準に向け、引き下げる方向で検討することが望ましいとの意見が委員の大勢であった。また、冒頭記したように、多重債務状況に陥った借り手や、借り手の救済に従事した関係者からのヒアリングにおいては、金利引下げに向けた強い要望が示された。
- ・ この場合においても、現実の需要と供給を考慮することが必要であり、また、例えば少額・短期の貸付けであれば、借り手の返済可能性や貸し手のコスト等の観点から、ある程度高い金利も正当化されるのではないかとの意見があった。これに関して、例外を設けると規制が潜脱されやすいため、そうならないための特段の工夫が必要であるとの意見もあった。
- ・ コンプライアンス体制を確立した貸し手にグレーゾーン金利などを認めるべきとの考え方に対して、そもそも貸し手の適格性を認定した上で制度の適用を区分することの技術的困難さに加え、体制整備などによって異なる取扱いとするのは制度論としては適当ではないとの意見があった。

### (5)グレーゾーンを存置することとなった場合の選択肢

・事務局が提示した以下の選択肢をもとに議論が行われた。

①現状維持

②「みなし弁済」要件の厳格化(貸付け及び弁済時の義務等)

③「みなし弁済」要件の緩和(要件の明確化・簡素化、電子化)

- ・ 仮にグレーゾーンを存置することとなった場合であっても、司法の判断を尊重し、多重債務化を防止する観点から、「みなし弁済」の要件をより厳格か

つ明確にすべきであるとの意見があった。この点は、とりわけ現行の貸金業規制法では明確には規定していないリボルビング契約について重要であるとの意見があった。

- ・ これに関して、「任意性」要件を明確にするためには、包括契約時、個別借入時に、利息制限法内の利息と超過利息があること、及び超過利息については支払義務がないこと、また弁済時にも利息制限法内の利息額と超過利息額があることを説明する義務を課すべきとの意見があった。
- ・ 書面交付については、将来の紛争を防止することによって、借り手等を保護するためのものであり、特に「みなし弁済」の要件ともされていることから、交付の電子化や記載事項の簡素化を認めるべきではないとの意見があった。なお、利息制限法の範囲内で営業する場合には、電子化対応等を許容すべきとの意見もあった。

## (6) その他

- ・ 利息制限法の金利水準は、昭和 29 年の同法制定当時の銀行貸出金利の水準(9%強)やその後の趨勢的な金利低下傾向からすれば、現在では割高になっており、引下げや市場金利への連動を検討すべきとの意見があった。また、その後の物価変動等を考慮すれば、適用金利の金額区分(10 万円、100 万円)について再検討の必要があるのではないかとの意見があった。
- ・ 日賦貸金業については、要件外の違法な貸付けや集金方法が多発していること、最初に日賦貸金業者から借りるといふより、それ以外の貸し手から借りられなくなった借り手が利用していることなどから、日賦に対する健全な需要が本当にあるのか疑問であり、特例金利(54.75%)を見直すべきとの意見が委員の大勢であった。

### 《備考:オブザーバーである貸し手の立場からの意見》

- ・ 供給者側(ひいては需要者側)への影響に関し、上限金利の設定にあたっては、制度上許容される金利で経営が成り立つかどうかを考慮すべきとの意見があった。
- ・ また、信用リスクの高い借り手のニーズに関連し、いわゆるヤミ金融流出論については、上限金利を引き下げれば信用リスクの高い借り手のニーズが法令を遵守する貸し手によって満たされずヤミ金融に向かうとして、平成 12 年以降の都(一)業者(いわゆるトイチ業者)の急増は、金利引下げと違法行為増大の因果関係を示唆しているのではないかとの意見があった。

- ・ さらに、貸し手のコスト論については、無担保・無保証であることによる与信コストの高さを考慮すれば高金利はやむを得ないとの意見があった。
- ・ なお、銀行系など利息制限法の範囲内で営業する貸し手が現れていることについて、金利規制との関係においてはそうした貸し手を顧客が選択すればよいので規制強化は必要ないとの意見があった。
- ・ 出資法の上限金利については、
  - ① 無担保・無保証であることによる与信コストの高さを考慮すれば、信用リスクの高い借り手の健全な借入ニーズに応えられなくなること、
  - ② こうした資金ニーズが合法的な貸し手により満たされない場合にはヤミ金融に向かうこと、
  - ③ 更には、「みなし弁済」に関する厳しい判決や過払金返還請求は、貸し手のビジネスモデルを極めて不安定なものにしていること、等を踏まえ、  
出資法の上限金利の引下げは慎重に考えるべきとの意見や、この際、利息制限法の上限金利を出資法の上限金利まで引き上げる方向で検討することが適当であるとの意見が示された。
- ・ 現在はATM手数料等まで利息の定義に含まれているが、仮に出資法の上限金利の引下げを検討する場合には、「みなし利息」の定義の見直しもあわせて行うべきとの意見があった。
- ・ 現在の書面交付規制については、インターネットやATMの利用者の増加、リボルビング方式の貸付けの普及などの状況に十分に対応しておらず、交付の電子化や記載の簡素化等を行うべきであり、個人情報保護の観点からも、電子書面が望ましいとの意見があった。
- ・ 需要者側のニーズと実態に関し、事業者向け貸付けの中には、短期であれば高金利であっても借りたいというニーズがあるとの意見や、借り手が一定規模以上の法人であれば、情報や交渉力において貸し手と格差がないため、金利規制や行為規制等に関し、消費者向け貸付けとは異なった取扱いをすべきとの意見があった(再掲)。
- ・ 制度設計全般を通じて、コンプライアンス体制の整備状況などから適格な貸し手とそうでない貸し手を区分した上で、適格な貸し手にはグレーゾーンでの金利設定や書面交付の電子化を認めるべきとの意見があった。
- ・ 日賦貸金業については、借入れを行うことが必ずしも容易でない信用リスクの高い顧客に対し、日歩の売上げを担保に貸付けを行う点で存在意義があるとの意見があった。

## 7. 今後の検討課題・視点等

- ・ 本ペーパーは、当懇談会におけるこれまでの議論を中間的に整理しまとめたものであるが、更に検討を深める必要がある論点や、更なる意見の集約に向けて議論すべき課題も多いことから、引き続き検討をしていく必要がある。
- ・ また、貸金業制度をめぐる今後の検討に際しては、次のような意見があったことにも留意する必要がある。
  - ① マクロ的に、家計の資金余剰と企業の資金不足がともに縮小する中で、メガバンクを含むすべての金融業態が家計の負債サイドへの取組みを強化しており、メガバンクと大手消費者金融業者との提携も進んでいる。今後、貸金業制度のあり方を考えるに際しては、日本の金融システムにおいて、貸金業をどう位置付けるかという視点が必要との意見があった。とりわけ、コンプライアンスコストを含めたビジネスとしての収益性を勘案した上で、消費者信用市場の適正規模がどのようなものかを考える必要があるとの意見があった。
  - ② 平均的な世帯の収入や可処分所得の低下傾向、貯蓄を持たない家計の割合の増大、若年層におけるフリーターやニートの割合の高さなどを踏まえ、国民がこれまで以上にライフサイクルの中で一時的に負債を負う機会が増える可能性に着目して、消費者保護の枠組みを整備していくとともに、貸金業界としても、自主的な取組みを強化すべきとの意見があった。また、消費者からの申立てに基づき行政が法令違反行為の調査を行い、然るべく対応する仕組みや、法令違反行為によって得た収益を被害者に返還する仕組みを検討していくべきとの意見があった。
  - ③ 当面は、多重債務の防止を主眼として、必要な制度改正に取り組むべきであるが、消費者基本法に基づく消費者基本計画を踏まえ、中期的には、関係省庁が連携の上、信販を含めた包括的な消費者信用法制の構築に向けて検討を進めるべきであるとの意見があった。